

事業報告書

(自令和 6 年 9 月 1 日 至令和 7 年 8 月 31 日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 佐野医院
① 社団 出資持分あり
- (2) 事務所の所在地 新潟県新潟市東区東明 2 丁目 9 番地 2
- (3) 設立認可年月日 平成 1 年 2 月 1 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 3 月 9 日

2. 事業の概要

(1) 本来業務

診療所 佐野診療所 新潟県新潟市東区東明 2 丁目 9 番地 2
新潟市から指定管理者として指定を受けて管理

(2) 付帯業務

該当なし

(3) 収益業務

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 6 年 10 月 16 日 令和 5 年度の決算の決定

令和 7 年 8 月 31 日 令和 7 年度の事業計画および収支予算の決定



医療法人 社団 佐野医院
新潟市東区東明2丁目9番地2

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	109,754	I 流 動 負 債	10,363
II 固 定 資 産	33,388	II 固 定 負 債	36,258
1 有形固定資産	30,356	負債合計	46,621
2 無形固定資産	150	純資産の部	
3 その他の資産	2,882	科 目	金 額
		I 資本金	2,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	94,521
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	96,521
資産合計	143,142	負債・純資産合計	143,142

医療法人 社団 佐野医院
新潟市東区東明2丁目9番地2

損 益 計 算 書

(自令和 6年9月1日 至令和 7年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	167,752
2 事業費用	129,548
本来業務事業利益	38,204
B 附帯常務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	38,204
II 事業外収益	1,001
III 事業外費用	207
経常利益	38,998
IV 特別利益	272
V 特別損失	27
税引前当期純利益	39,243
法人税等	4,309
当期純利益	34,934

医療法人 社団 佐野医院
新潟市東区東明2丁目9番地2

財 産 目 録

(令和 7 年 8 月 31 日現在)

1. 資 産 額	143,142,760
2. 負 債 額	46,621,145
3. 純 資 産 額	96,521,615

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	109,754,632
B 固 定 資 産	33,388,128
C 資 産 合 計 (A + B)	143,142,760
D 負 債 合 計	46,621,145
E 純 資 産 (C - D)	96,521,615

土 地	賃貸
建 物	部分的に法人所有

法人名	医療法人社団 佐野医院
所在地	新潟市東区東明2丁目9番地2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

該当なし

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 佐野医院
理事長 井上 重宏 殿

私は医療法人社団佐野医院の令和 6 年会計年度（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１） 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２） 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３） 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４） 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 10 月 16 日

医療法人 社団 佐野医院
監事 井上 友紀

